

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	母子保健法による妊産婦または乳児若しくは乳児に対する健康診査に関する事務【令和6年3月31日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大竹市は、母子保健事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

母子保健情報の利活用関連事務では、デジタル手続法における乳幼児健診の情報について、転居に際して、転居先市町村に電子的に引き継げるよう、母子保健法及びマイナンバー法の改正に必要な措置を講じる。

評価実施機関名

広島県大竹市長

公表日

令和8年3月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法による妊産婦または乳児若しくは乳児に対する健康診査に関する事務
②事務の概要	情報提供ネットワークへの接続について、令和2年度6月マスター適用により、情報連携が開始される。 大竹市における母子保健に関する以下の事務を適正かつ効率的に執行するため、母子保健法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①母子保健法による保健指導、健康診査 ②妊産婦の訪問指導、妊娠届出に関する事務 ③母子健康包括支援センターが行う事業の実施に関する事務 これらは、主務省令で定めるものとする。
③システムの名称	健康管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
乳幼児情報管理、妊産婦情報管理	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 49の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条の第1号から第11号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号3別表第2 69の2項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38の3第1号から第7号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大竹市 健康福祉部 保健医療課
②所属長の役職名	保健医療課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大竹市 総務部 企画財政課 情報政策係 (〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号 電話0827-28-0074)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大竹市 健康福祉部 保健医療課 保健予防係 (〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号 電話0827-59-2140)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]
	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用	

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・入力内容については、ダブルチェックを徹底している。 ・離席時は、システム画面が表示された状態にならないようにする。	
9. 監査		
実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	ユーザ認証の管理を徹底しており、アクセス権限の発効・失効の管理やアクセス権限の管理も徹底しているため十分であると考えている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月10日				事後	新規作成
令和4年1月31日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
令和4年1月31日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
令和4年7月27日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	大竹市 総務部 企画財政課 情報広聴係 (〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号 電話0827-59-2124)	大竹市 総務部 企画財政課 情報政策係 (〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号 電話0827-28-0074)	事後	機構改革に係る内容の修正
令和4年7月27日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	令和4年7月27日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
令和4年7月27日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	令和4年7月27日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
令和5年8月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所	保健医療課長 松重 幸恵	保健医療課長	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
令和5年8月18日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年7月27日 時点	令和5年8月18日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
令和5年8月18日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年7月27日 時点	令和5年8月18日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
令和6年3月31日	母子保健事務に統合				